

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

同 DEMONLOVER 東北新社 | |

北海道告示第261号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	08841-04	若妻ヤンツマ	2005年4月号 株式会社パウハウス
同	02591-04	カルビPOWER	2005年4月号 若生出版株式会社
同	04167-04	Street SUGAR ストリート・シュガー	2005年4月号 株式会社サン出版
同	08169-04	ホイップ	2005年4月号 株式会社コアマガジン
同	03299-4	Cream [月刊クリーム]	2005年4月号 ワイレア出版株式会社
同	07373-04	Vacca! ヴァッカ! Vol.69	2005年4月号 株式会社パウハウス
同	02801-4	Kissui きっすい	2005年4月号 英知出版株式会社
同	13319-4	KEITAI BANDITS	2005年4月号 ミリオン出版株式会社
同	15529-4	ZUBA! [ズバッ!]	2005年4月号 インフォレスト株式会社
同	16151-4	Chuッ スペシャル	2005年4月号 株式会社ワニマガジン社
同	13991-4	COMICバズーカ	2005年4月号 辰巳出版株式会社
同	07653-4	VITAMAN 月刊ビタミン	2005年4月号 株式会社竹書房
同	08398-04	マガジンW0000! 4月号増刊 ウォーA組	2005年4月5日発行 株式会社マガジンマガジン
同	11803-04	W00000! ウォーB組	2005年4月号 同
同	08397-04	W00000! マガジン・ウォー	2005年4月号 同
同	08365-04	マガジン・ウォー・ウルフ	2005年4月号 同
同	51751-28	ECコミックス128 バーチャルコレクション	2005年2月25日初版発行 英知出版株式会社
同	50024-56	YKコミックス DADDY パージン	2004年10月1日初版発行 株式会社少年画報社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第262号

目次

告 示

○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室)	11
○有害図書類の指定.....	(生活文化・青少年室)	11
○道営土地改良事業計画の決定.....	(農業支援課)	11
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(漁業指導課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件).....	(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	13
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知.....	(建築指導課)	13

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し(2件).....	14
--	----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....	14
-----------------------------	----

告 示

北海道告示第260号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配給会社	指定の指 定 の 理 由
映 画	ノーパン理髪妻 好顔夢恥	新日本映像	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	不倫団地 かなしいイロやねん	新東宝映画	
同	爆乳Gカップ とろける谷間	オーピー映画	
同	多淫な人妻と老人 -夜這い春情-	新日本映像	
同	人妻姦通 お仕置き監禁責め	オーピー映画	
同	チーム・アメリカ ワールド・ポリス	U I P	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成17年4月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、当該決定に対して取消しの訴えを提起することができる。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
追分	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ、客土）	北海道空知支庁
南学田北部	同（区画整理、農業用排水、暗きよ、農道）	同
伊藤沼	同（区画整理、農業用排水、暗きよ）	同
豊里南	同	同
花月第2	同	同
納内中央	同	同
南長沼中央	同（区画整理、農業用排水）	同
月形西部	同（農業用排水、暗きよ）	同
幌里西	同（区画整理、暗きよ）	同
幌加内南	中山間地域総合整備（ほ場整備、農業用排水、暗きよ）	同
峰延東	ため池等整備〔一般型〕	同

北海道告示第263号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1ℓ当たりの単価）

(1) 落札に係る船舶用燃料及び潤滑油及び数量（調達予定数量）

ア	A重油	JIS 1種2号	1,464,400 ℓ
イ	軽油	JIS 2号	940,900 ℓ
ウ	潤滑油		
(ア)	シェルリムラFB30又は同等品		20,300 ℓ
(イ)	同	FB40又は同等品	8,000 ℓ
(ウ)	シェルロテラSX40又は同等品		5,800 ℓ

2 落札を決定した日

平成17年3月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 新北光石油株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南4条東2丁目

4 落札金額

(1)	A重油	JIS 1種2号	1ℓ当たりの単価	43.0円
(2)	軽油	JIS 2号	同	51.9円
(3)	潤滑油			
ア	シェルリムラFB30又は同等品	同		395.0円
イ	同	FB40又は同等品	同	395.0円
ウ	シェルロテラSX40又は同等品	同		395.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年2月8日付け北海道告示第98号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部漁業指導課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字西ウエントマリ547（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町海岸町111の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所

上川郡新得町字新得西六線17の3・25の13・28の2・28の5・30の1・32の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、18の6、19の9、19の15、21の8、23の2、23の8、25の2、25の6、25の11、25の14、30の5、字新得西七線29の1・31の1・31の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字新得西八線45の11地先・45の4（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、43の9、45の10、45の11、45の13、47の9

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町32の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町32の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第267号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字下居辺30の8・31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第268号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成17年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 所在地 札幌市北区北14条西1丁目11番地1

2 商号又は名称 株式会社アストロコーポレーション

3 代表者氏名 代表取締役 長内 一雄

4 免許証番号 北海道知事石狩(4)第5557号

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第6号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月5日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 住 所 函館市湯川町3丁目3番22号
- 2 氏 名 高野 紘吉
- 3 登 録 番 号 北海道知事(1)渡第00851号
- 4 登 録 取 消 年 月 日 平成17年3月28日

北海道渡島支庁告示第7号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月5日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 住 所 山越郡八雲町富士見町15番地1
- 2 商号又は名称 有限会社松岡不動産
- 3 氏 名 松岡 久治
- 4 登 録 番 号 北海道知事(6)渡第00447号
- 5 登 録 取 消 年 月 日 平成17年3月28日

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道土地改良政治連盟 会計責任者 中川 寛教、自由民主党砂川支部 会計責任者 遠藤 正明、萌春会 会計責任者 田上 勝三から訂正の報告があり、また、原淳二後援会に係る記載が漏れていたため、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成16年北海道選挙管理委員会告示第102号）の一部を次のとおり訂正する。

平成17年4月5日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1.(1)の表中

9,746,360	2,395,821		を
9,746,360	2,095,821		に、
44,415	4,000,000	177,077	を
44,415	4,300,000	177,077	に、
1,467,086	225,720		を
1,457,086	235,720		に、
530,177	846,246		を
520,177	836,246		に改

める。

1.(2)の表中

萌 春 会	政治団体	昭 友 会	2,000,000	帯 広 市	を
萌 春 会	政治団体	昭 友 会	2,000,000	東京都千代田区	に改める。

1.(1)の表中

マキタユタカ後援会 (蒔田裕・市議会議員)	H16.03.29 (H16.02.10)	604,397	604,397			604,397			無
留 萌 支 所									

を

マキタユタカ後援会 (蒔田裕・市議会議員)	H16.03.29 (H16.02.10)	604,397	604,397			604,397			無
(その他の政治団体)									
原 淳 二 後 援 会	H16.06.23 (H16.06.23)	428,101	428,101			428,101			無
留 萌 支 所									

に

改める。

正 誤

平成17年3月11日（号外第2号）
 北海道規則第8号（行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則）中に
 次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
 2 左 3
 誤 1による
 正 上記による

